

ご連絡：12/24 被害者聴取を受け、横路検事の今後の動きに期待して当面は加害者の逮捕起訴の知らせを待つ事にします

大阪地方検察庁 御中
検察官 検事 横路保慶 殿

2010（平成22）年12月26日（日）（速達郵便発送）

提出者： 戸 田 久 和 （ひさよし）

住 所 大阪府門真市新橋町12-18-207

職 業 会 社 員 （元門真市市議会議員）

電 話 06-6907-7727

FAX 06-6907-7730

1：私が告訴したザイトク会らによる4/7 集団襲撃事件について、一昨日12/24（金）に横路検事による

「被害者の事情聴取」が初めて行なわれましたが、私はその冒頭で「12/24 大阪地検への抗議文：横路保慶検事が、被害者・告訴人の意向と事案の悪質さを全く無視して加害者を略式起訴し、非公開裁判で事件を終わらせた事への嚴重抗議」を横路検事に渡しました。（この封筒にも同封しておきました）（12/24 では直接には同席した藤本事務官が受け取りました）

2：この段階では率直に言って、横路検事に対して強い不信感を持っていましたが、聴取を受け被害者調書を作成していく過程で、横路検事が真摯に対応し、被害者の気持ちをきちんと受け止めて調書を作ってくれていると感じるようになりました。

宮井将の犯行については「眼鏡を奪った」という言葉で正しく表現し、望月俊郎ら暴行犯が形相凄まじく襲いかかった様子についても的確に記述してくれました。

その結果、私にとっても納得の出来る聴取文がスムーズに出来上がり、これに同意して署名押印した次第です。

3：望月俊郎ら加害者について、これから順次事情聴取していくとのことですが、被害者・告訴人たる私としては、至急にそれを実施して1日も早く彼らを逮捕起訴する事を強く願っております。

もちろんその「起訴」は、非公開で軽い刑にしかない略式ではなく、私も傍聴できる（場合によっては被害者告訴人として陳述も出来る）公開の裁判が保障される正式起訴でなければ絶対にいけません。

4：警察が確かな証拠に基づいて宮井将を「眼鏡窃盗」で逮捕し、本人の全面自供も得ているのに、それをあえて「襲撃翌日の眼鏡投棄」だけを「器物損壊」として略式起訴して終わらせた横路検事と大阪地検に対応については、一連の抗議文にある通り強い憤りを持っていますが、それはそれとして、12/24 聴取での横路検事に対応を受けて、私としては来年2月末までは望月ら加害者の逮捕起訴に至る事を期待して見守る事にいたします。

（宮井将についても「窃盗」で追加起訴してもらいたいです）

2月を過ぎても望月など加害者が何ら逮捕起訴されないとか、起訴されてもまたしても略式起訴だったとかの事態があった場合は、改めて大阪地検・横路検事への厳しい対応を考える事とします。

5：4/7 襲撃については、警察側が襲撃状況をビデオやカメラで豊富に撮影していた事を、私は警察の被害者聴取の最終日9/16に初めて確認しました。犯行の実態については証拠が豊富にあります。

また4/30に私が動画や写真など豊富な証拠を添えて告訴してから既に8ヶ月が経過して年越ししようとしています。1日も早い犯人検挙と正式起訴を求めます。

それでは、2011 新年冒頭に4/7 集団襲撃犯の逮捕起訴が実現する事を願いつつ、良いお年を。